

事業報告書		
医療法人番号	00107	
報告期間	自 令和4年4月1日	
	至 令和5年3月31日	
1 事業報告書の概要		
(1) 名称	医療法人 山水会	分類①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当するものをリストから選択すること。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
分類①	社団 (出資持分あり)	
分類②	その他	
分類③	基金制度不採用	
(2) 事務所の所在地	福岡県 福岡市東区 香椎1丁目9番15号	
市区町村	福岡市東区	
町名・番地	香椎1丁目9番15号	
建物名		
	従たる事務所の記載はこちら	
(3) 設立認可年月日	昭和43年12月14日	
(4) 設立登記年月日	昭和43年12月17日	
(5) 理事長の氏名	野田 量司	
役員及び評議員の人数	6	
役員及び評議員	記載はこちら	
2 事業の概要		
(1-1) 本来業務 (病院、診療所)	記載はこちら	
(1-2) 本来業務 (介護老人保健施設、介護医療院)	記載はこちら	
(2) 附帯業務	記載はこちら	
(3) 収益業務	記載はこちら	
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	
(7) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設	記載はこちら	
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
(9) その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

書報事業

[illegible]

医療機関間の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

[illegible]

州

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証券の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

日付 開設（許可を含む）した主要な施設

[illegible]

様式4-1 (G-MIS様式)

法人名 医療法人 山水会

所在地 福岡市東区香椎1丁目9番15号

医療法人番号 00107

損 益 計 算 書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			1,109,018
2 事業費用			
(1) 事業費	1,122,630		
(2) 本部費	0		1,122,630
本来業務事業損失			-13,612
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			10,378
2 事業費用			4,028
附帯業務事業利益			6,350
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
事業損失			-7,262
II 事業外収益			
受取利息	3		
その他の事業外収益	24,632		24,635
III 事業外費用			
支払利息	134		
その他の事業外費用	374		508
経常利益			16,865
IV 特別利益			
固定資産売却益	0		
その他の特別利益	0		0
V 特別損失			
固定資産売却損	0		
その他の特別損失	0		0
税引前当期純利益			16,865
法人税・住民税及び事業税	4,098		
法人税等調整額			4,098
当期純利益			12,767

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること（自動表示）。

2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

3. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。

リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他〇〇」を選択すること。

様式2

法人名 医療法人 山水会
所在地 福岡市東区香椎1丁目9番15号

※医療法人整理番号 0 0 1 0 7

財 産 目 録
(令和 5年 3月31日現在)

1. 資 産 額 1,109,866 千円
2. 負 債 額 81,651 千円
3. 純 資 産 額 1,028,215 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	754,596
B 固 定 資 産	355,270
C 資 産 合 計 (A+B)	1,109,866
D 負 債 合 計	81,651
E 純 資 産 (C-D)	1,028,215

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 山水会

※医療法人整理番号 00107

所在地 福岡市東区香椎1丁目9番15号

貸借対照表
令和5年3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	754,596	I 流動負債	59,671
現金及び預金	265,339	支払手形	
事業未収金	260,282	買掛金	3,264
有価証券		短期借入金	
たな卸資産	3,124	未払金	1,190
前渡金		未払費用	25,970
前払費用	1,040	未払法人税等	3,314
その他の流動資産	224,811	未払消費税等	511
		前受金	
		預り金	25,422
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	355,270	II 固定負債	21,980
1 有形固定資産	203,658	医療機関債	
建物	73,047	長期借入金	20,000
構築物	18,010	繰延税金負債	
医療用器械備品	1,878	その他引当金	
その他の器械備品	5,009	その他の固定負債	1,980
車両及び船舶	1,516		
土地	103,871		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産	327		
		負債合計	81,651
		純資産の部	
		科目	金額
2 無形固定資産	4,942	I 出資金	1,000
借地権		II 積立金	1,027,215
ソフトウェア	4,298	代替基金	25,000
その他の無形固定資産	644	繰越利益積立金	1,002,215
3 その他の資産	146,670	その他積立金	0
有価証券		III 評価・換算差額等	
保有医療機関債		その他有価証券評価差額金	
その他長期貸付金		繰延ヘッジ損益	
役員等長期貸付金			
長期前払費用			
繰延税金資産			
その他の固定資産	146,670		
		純資産合計	1,028,215
資産合計	1,109,866	負債・純資産合計	1,109,866

(注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。

法人名 医療法人 山水会

所在地 福岡市東区香椎1丁目9番15号

※医療法人整理番号 0 0 1 0 7

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人山水会

理事長 野田 量司 殿

私（注１）は、医療法人山水会の令和４会計年度（令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和５年５月１０日

医療法人 山水会

監事 横溝 由史

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。